



五島市市制施行 10 周年記念ツアー一造成事業

# 五島列島 漁師町 奈留島で 田舎暮らし体験!

3日間

島でのお買い物に使える  
しまとく通貨 2,000 円分付!  
(※子供は 1,000 円分)

波止釣り体験



奈留島探訪



郷土料理  
づくり体験



旅行代金

大人 12,000 円

子供 8,000 円

※子供料金は小学生以下のお客様となります。  
※未就学幼児に関してはお問い合わせください。

- 旅行期間：11月22日(土)～11月24日(月)
  - 募集人数：30名様(最少催行人員15名様)
  - 宿泊施設：長崎県五島市にて民泊(1家庭3・4名様)
- ※裏面も必ずご確認ください。  
※長崎で使えるしまとく通貨(大人2,000円分・子供1,000円分)付

## 1日目

-11月22日-

11:00 長崎港集合

11:30 ジェットfoil出港

船内にて昼食(各自準備)

13:00 福江港 - 乗り換え -

13:45 奈留港到着

13:50 入村式

14:15 波止釣り体験

17:30 対面式

17:45 各民泊民家へ

## 2日目

-11月23日-

8:50 各民家より集合

9:00 郷土料理作り体験

11:45 昼食

12:45 奈留島探訪

15:50 笠松記念館見学

17:10 民泊先からお迎え

17:25 各民泊民家へ

## 3日目

-11月24日-

8:50 各民家より集合

9:15 フリータイム  
【昼食クーポン付】

◆ツアーオプション(料金別途)  
多賀真珠(真珠アクセサリー作り)  
三兄弟工房(木工制作体験)等

14:00 離村式

14:20 奈留港出港

14:50 福江港到着

15:05 武家屋敷通りふるさと館

16:50 フェリー出港(福江港)

ふれあいのひととき!

○お問合せ・お申込み先○ 〒853-0015 長崎県五島市東浜町 2-3-1 長崎県知事登録旅行業 地域-170号 国内旅行業務取扱管理者 竹下明伸

一般社団法人 五島市観光協会 TEL: 0959-72-2963 / FAX: 0959-74-3215

募集型企画旅行実施可能地区  
五島市・長崎市・新上五島町

# 長崎県五島列島〈奈留島〉とは…

## 奈留島



九州の最西端に位置する五島列島は、長崎県の西方海上約 100 キロメートルの場所にあります。五島列島の南に位置する五島市は、奈留島を含めた 11 の有人島と 52 の無人島で構成されています。

複雑に入り組んだ地形が天然の良港を作り出し、昔から漁業の町として栄えてきた奈留島。この豊かな自然と風土に根付いた文化が織りなす素晴らしい環境は、訪れる人を魅了する力があります。是非ともこの機会にご家族やご友人たちとお越しいただき、体感していただければと思い企画いたしました。

**フリータイムでは  
散策マップをお渡し！  
島を歩いてみよう！**

## 【ツアータイトル】五島列島 漁師町 奈留島で田舎暮らし体験！3 日間

### 旅行代金

大人 12,000 円 / 子供 8,000 円

※子供は小学生以下のお客様となります  
※未就学児に関してはお問合せください

### 民泊について

読んで字のごとく“民家に泊まる”ことを言います。本当に普通の民家に泊まりますが、旅館業法の規制緩和を受け取得した家ですのでどうぞご安心ください。その家の人たちと交流を深めることを目標としているので、食事も家族と一緒に作り、同じ食卓でいただくことが基本となります。

### 注意事項

- 募集定員 / 30 名 (最少催行人数 15 名) ●募集締切 / 11 月 14 日 (金) ※定員になり次第締切させていただきます
- 旅行代金に含まれるもの / 長崎港から福江港往路ジェットfoil・復路フェリー料金、福江 - 奈留港往復船賃、貸切バス代金、民泊料金 (2 泊 3 日、朝食 2 回・夕食 2 回)、体験料金、昼食クーポン 1 食分、保険代、消費税  
※フリータイム時のツアーオプション及び旅行日程に記載のない交通費等の諸費及び個人的性質の諸費用は含まれません
- 宿泊先 / 長崎県五島市奈留島にて民泊 ●しまとく通貨 / 大人 2,000 円分、子供 1,000 円分 ●その他 / 添乗員が同行いたします

### 旅行条件のご案内 (必ずお読みください)

1. 旅行のお申込みと契約の成立について  
本旅行は (一社) 五島市観光協会が実施するもので、参加される方は当協会と募集型企画旅行契約を結んでいただきます。旅行のお申込みは、申込書に所定事項をご記入の上お申込み下さい。お客様との旅行契約は、当協会の承諾をもって成立するものとします。
2. 旅行代金のお支払いについて  
旅行代金は、当協会が定める期日までに、当協会指定の方法によりお支払いいただきます。
3. 旅行契約内容及び旅行代金の変更について  
当協会は、天災地変、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運航計画によらない運送サービスの提供その他の当協会の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。
4. お客様による旅行契約の解除について  
お申込み後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合は、お一人につき次の取消料をお支払いいただきます。  
(1) 21 日目にあたる日までの取消…無料  
(2) 20 日目以降 8 日目にあたる日までの取消…旅行代金の 20%  
(3) 7 日目以降 2 日目にあたる日までの取消…旅行代金の 30%  
(4) 旅行開始日の前日の取消…旅行代金の 40%

- (5) 旅行開始日当日の旅行開始前の取消…旅行代金の 50%
- (6) 旅行開始後および無連絡不参加…旅行代金の全額
5. 当協会による旅行契約の解除について  
ご参加のお客様が最少催行人員に満たない場合、当協会は旅行の履行を中止する場合があります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日前に当たる日より前に通知します。
6. 当協会の責任及びお客様の責任について  
当協会は当協会又は手配代行者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償致します (お荷物に関する賠償限度額は 15 万円) ただし天災地変、運送・宿泊機関の事故もしくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難などの場合はその責任を負いません。当協会はおお客様の故意又は過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当協会が損害を被った場合はお客様から損害の賠償を申し受けます。
7. 特別補償について  
当協会はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、一定の補償金及び入院見舞金を支払います。
8. 旅程保証について  
旅行日程に重要な変更が行われた場合は、旅行業約款 (募集型企画

- 旅行の部) の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の 1 ~ 5% に相当する額の変更補償金を支払います。ただし 1 旅行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の 15% を限度とします。又 1 旅行商品について変更補償金の額が千円未満の場合は、変更補償金は支払いません。
9. 個人情報の取扱いについて  
当協会は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込んだ旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当協会の企画・キャンペーン商品のご案内、アンケートのお願いにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
10. その他  
ご参加いただいたお客様には、アンケートにご回答いただきます。また、現地でメディアの取材を受ける場合がございます。

この旅行条件は、2014 年 4 月 1 日現在を基準としております。この旅行に参加されるお客様の契約内容・条件は、当協会の「旅行業約款」(募集型企画旅行契約の部) によります。詳しい内容につきましては係員にお尋ねください。

○お問合せ・お申込み先○ 〒853-0015 長崎県五島市東浜町 2-3-1 長崎県知事登録旅行業 地域-170 号 国内旅行業務取扱管理者 竹下明伸

一般社団法人 **五島市観光協会** TEL : 0959-72-2963 / FAX : 0959-74-3215

募集型企画旅行実施可能地区  
五島市・長崎市・新上五島町